

## 船舶事故調査報告書

平成30年7月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月1日 05時45分ごろ
発生場所	阪神港大阪第6区（淀川河口付近） 大阪北港北灯台から真方位354°840m付近 （概位 北緯34°40.8′ 東経135°24.1′）
事故の概要	貨物船第十大栄丸 <sup>だいえい</sup> は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十大栄丸、487トン
船舶番号、船舶所有者等	134194、長門マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 高潮時 日出時刻：06時47分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、石灰砂約1,750tを積載し、阪神港大阪第6区の淀川河口付近を約5ノットの対地速力で自動操舵により東進中、船橋当直についていた機関長が昇橋していた乗組員2人と雑談をしていたところ、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.4m、船尾約5.6mであった。</p> <p>海図W1107（阪神港尼崎西宮芦屋）によれば、本事故発生場所は、水深が約3.1m、底質が泥である。</p> <p>機関長は、本事故当時、雑談に夢中になり、本船が変針予定場所を通過していることに気付かなかった。</p> <p>機関長は、六級海技士（航海）以上の海技免状を受有していなかった。</p>
分析	本船は、阪神港大阪第6区を東進中、機関長が、昇橋していた乗組員との雑談に夢中になり、船位の確認を行っていなかったことから、変針予定場所を通過して浅所に向かっていることに気付かずに航行を続け、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、阪神港大阪第6区を東進中、機関長が、昇橋していた乗組員との雑談に夢中になり、船位の確認を行っていなかったため、変針予定場所を通過して浅所に向かっていることに気付かずに航行を続け、浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、レーダー、GPSプロッター等の航海計器を適切に使用して船位の確認を行うとともに、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 船橋当直者のうち少なくとも1人は、六級海技士（航海）以上の海技資格を有する者とする。</li></ul>
--------------	--